災害時等における施設利用の協力に関する協定書〈ひな形〉

静岡市（以下「市」という。）と○○（指定管理者名）（以下「指定管理者」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、静岡市内に震度５強以上の地震、大規模な風水害その他の大規模な災害等が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害時等」という。）に、指定管理者が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく△△△【避難所等の使用目的を記載する。】を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

〈開放型ひな形〉

（趣旨）

第１条　この協定は、静岡市内に震度５強以上の地震、大規模な風水害その他の大規模な災害等が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害時等」という。）に、指定管理者が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく△△△【避難所等の使用目的を記載する。】とすることについて必要な事項を定めるものとする。

〈業務継続型ひな形〉

（趣旨）

第１条　この協定は、静岡市内に震度５強以上の地震、大規模な風水害その他の大規模な災害等が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害時等」という。）に、指定管理者が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく応急・復旧対策を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（△△△）

第２条　この協定における△△△とは、○○【地域防災計画・災害対応マニュアル等に記載されている施設利用の内容・条件等】とする。

〈業務継続型ひな形〉では本条は省略。以下繰上げ。

（対象施設及び期間）

第３条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

（１）所在地　〇〇

（２）施設名　〇〇

２　本協定の対象期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで【指定管理期間を記載する。】とする。

（協力要請）

第４条　市は災害時等に、前条第１項の対象施設を△△△として利用する必要があるときは、指定管理者に対し協力を要請するものとする。

〈開放型ひな形〉

（協力要請）

第４条　市は災害時等に、前条第１項の対象施設を△△△として利用する必要があるときは、原則として指定管理者に対し協力を要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条第１項の対象施設の指定管理業務を継続し、市に協力する。

〈業務継続型ひな形〉

（協力要請）

第４条　市は災害時等に、前条第１項の対象施設を利用する必要があるときは、原則として指定管理者に対し協力を要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条第１項の対象施設の指定管理業務を継続し、市に協力する。

（要請手続）

第５条　前条の要請は、当該施設の施設長に連絡して行うものとする。

２　前項の施設長への連絡を支障なく行うため、市と指定管理者はそれぞれ相手方に対し、事前に緊急時連絡先を報告しておくとともに、変更があった場合はその都度、その旨を報告するものとする。

（協力体制の事前協議）

第６条　指定管理者は、第４条に規定する協力要請に応じる際の体制【災害対応マニュアルに定める施設の基礎情報の確認、連絡体制など】について、事前に市と協議の上、明らかにしておくものとする。

２　指定管理者は、前項の体制について変更が生じた場合は、市に報告するものとする。

〈業務継続型ひな形〉では本条は省略。以下、繰上げ。

（発災時の対応）【災害対応マニュアルに定める協力体制など】

第７条　指定管理者は、本施設の管理業務として大規模な災害が発生した場合は速やかに△△△としての機能を果たせるよう施設の開錠などの必要な措置を講じるものとする。

２　指定管理者は、前項の措置を行った後、あらかじめ市と協議する内容に基づき、△△△の開設及び運営に協力するものとする。

３　前項の協力に伴い発生した損害及び追加費用に係る負担の取扱いについては、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

〈開放型（施錠されていない施設）ひな形〉

（発災時の対応）【災害対応マニュアルに定める協力体制など】

第７条　指定管理者は、発災時において、あらかじめ市と協議した内容に基づき、〇〇〇（避難者の誘導又は障害物の除去）等に協力するものとする。

２　前項の協力に伴い発生した損害及び追加費用に係る負担の取扱いについては、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

〈開放型（施錠されている施設）ひな形〉

（発災時の対応）【災害対応マニュアルに定める協力体制など】

第７条　指定管理者は、管理業務として発災時において速やかに△△△としての機能を果たせるよう施設の開錠などの必要な措置を講じるものとする。

２　指定管理者は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ市と協議した内容に基づき、○○○等に協力するものとする。

３　前項の協力に伴い発生した損害及び追加費用に係る負担の取扱いについては、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

〈業務継続型ひな形〉

（発災時の対応）【災害対応マニュアルに定める協力体制など】

第７条　指定管理者は、発災時において市から要請があった場合は、市が実施する応急・復旧対策に協力するものとする。

２　前項の協力に伴い発生した損害及び追加費用に係る負担の取扱いについては、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（震災対策の推進等）

第８条　指定管理者は、市が静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例、地域防災計画等で呼びかけている事業者への協力依頼の一環として、事業者自らの負担と責任において災害時に備え、その管理する施設及び設備等についての安全性の確保、消火・救出救助等のための資機材の整備、その他の震災対策の推進に努めるものとする。

２　指定管理者は、その管理する施設の従業員が災害時等に帰宅困難になった場合に備え、食料、飲料水及びトイレパック等の備蓄並びにその他必要な物資を準備するよう努めるものとする。

３　指定管理者は、市が実施する物資の備蓄、訓練等に関し場所を提供するなど、積極的に協力するものとする。

４　指定管理者は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

５　指定管理者は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、その従業員を防災

訓練等に参加させるよう努めるものとする。

（雑則）

第９条　この協定に定めるもののほか、災害時等における施設利用の協力について必要な事項は、その都度、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市と指定管理者両者が記名押印の上各自１通を保有する。

市　　住所

静岡市長　氏名

指定管理者　住所・所在地

事業者名　代表者名